

令和7年度財政援助団体等監査報告書
(公益社団法人水戸市シルバー人材センター)

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 対象団体 公益社団法人水戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）

(2) 所管課

ア 福祉部高齢福祉課（運営補助金）

イ こども部こども政策課（子育て支援・多世代交流センターの管理）

(3) 監査の範囲

ア 令和6年度に市が交付した運営補助金（18,409,000円）に係る出納その他の事務

イ 令和6年度に執行された子育て支援・多世代交流センターの管理に係る出納その他の事務

ただし、必要に応じて他の年度分についても監査の対象とした。

3 監査の期間

令和7年9月16日から令和7年11月11日まで

4 監査の着眼点

監査に当たっては、水戸市監査基準にのっとり、対象団体における財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを主眼とし、次の項目について、重点監査項目として特に留意して監査を実施した。

(1) 対象団体

ア 決算諸表等は、公益法人会計基準等に準拠して作成されているか。

イ 会計経理及び財産管理は適切か。

ウ 補助金が補助対象経費以外に流用されていないか。

エ 公の施設の管理に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づく義務の履行は適切に行われているか。

オ 公の施設の管理に係る会計経理は適切か。

(2) 所管課

ア 団体に対する指導監督は適切に行われているか。

イ 補助金の交付手続等は適切か。

ウ 協定書には、必要事項が適正に記載されているか。

エ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

5 監査の主な実施内容

監査の対象とした書類について、関係書類の閲覧、担当職員からの説明聴取等により監査を実施した。また、11月11日には、監査委員室において対象団体及び所管課の関係職員から説明を聴取し、質疑を行った。

6 監査の結果

1から5までのとおり監査した限り、重要な点において、対象団体における財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。しかしながら、「7 意見」「8 指摘事項」に記載したとおり、検討又は改善を要すべき事項が見受けられたので、適切に措置を講じられたい。

7 意見

近年の高齢就業者数の増加に伴って65歳以上の就業率は上昇を続けており、センターの会員数は増加傾向にあるものの、会員の平均年齢は年々上昇している。このため、施設管理や室内の業務を希望する会員が増加する一方で、市民需要の高い除草などの屋外業務に従事する会員が減少しており、会員の就業要望に十分に対応できない状況が生じている。

今後においては、社会情勢の変化や会員及び地域のニーズを的確に見極めながら、新たな事業分野の開拓をはじめ、世代・能力に応じた多様な仕事の創出を積極的に行うなど、引き続き高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与していくため、持続可能な事業運営に一層取り組まれたい。

(公益社団法人水戸市シルバー人材センター)

8 指摘事項

契約事務について

- (1) センターの会計規程では、予定価格が100万円以上の請負契約をする場合には、原則として指名競争入札によらなければならないとし、これにより難しいものについてはこの限りではないとされている。また、予定価格が30万円以上の随意契約をする場合において、1社との随意契約をするときは、その理由を示し、相手方の選定方法を定めて行うものとされている。

子育て支援・多世代交流センターの維持管理に係る予定価格が30万円以上の委託契約について、1社との随意契約で行っていたが、その理由等が決裁書類に記載されていなかった。

(公益社団法人水戸市シルバー人材センター)

- (2) 運営補助金の対象事業である令和6年度のセンター事務所警備業務委託について、令和5年度まで契約していた相手方が令和6年度以降も引き続き業務を執行していたが、契約更新に係る手続及び契約書の作成を行っていなかった。

(公益社団法人水戸市シルバー人材センター)

令和7年度財政援助団体等監査報告書
(公益財団法人水戸市国際交流協会)

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

- (1) 対象団体 公益財団法人水戸市国際交流協会（以下「協会」という。）
- (2) 所管課 市民協働部文化交流課
- (3) 監査の範囲
 - ア 令和6年度に執行された事業運営に係る出納その他の事務
 - イ 令和6年度に市が交付した運営補助金（53,266,980円）に係る出納その他の事務
 - ウ 令和6年度に執行された国際交流センターの管理に係る出納その他の事務ただし、必要に応じて他の年度分についても監査の対象とした。

3 監査の期間

令和7年6月3日から令和7年11月11日まで

4 監査の着眼点

監査に当たっては、水戸市監査基準にのっとり、対象団体における財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを主眼とし、次の項目について、重点監査項目として特に留意して監査を実施した。

- (1) 対象団体
 - ア 決算諸表等は、公益法人会計基準等に準拠して作成されているか。
 - イ 会計経理及び財産管理は適切か。
 - ウ 補助金が補助対象経費以外に流用されていないか。
 - エ 公の施設の管理に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - オ 公の施設の管理に係る会計経理は適切か。
- (2) 所管課
 - ア 団体に対する指導監督は適切に行われているか。
 - イ 補助金の交付手続等は適切か。
 - ウ 協定書には、必要事項が適正に記載されているか。
 - エ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

5 監査の主な実施内容

監査の対象とした書類について、関係書類の閲覧、担当職員からの説明聴取等により監査を実施した。また、11月11日には、監査委員室において対象団体及び所管課の関係職員から説明を聴取し、質疑を行った。

6 監査の結果

1から5までのとおり監査した限り、重要な点において、対象団体における財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。しかしながら、「7 意見」「8 指摘事項」に記載したとおり、検討又は改善を要すべき事項が見受けられたので、適切に措置を講じられたい。

7 意見

近年における外国人材の受入れ拡大に伴い、水戸市の外国人人口は年々増加している一方で、国際交流センターの利用者数は、令和元年度の32,334人に対し、令和6年度は23,240人とどまり、コロナ禍以前の水準を大きく下回る状況にある。

今後においては、利用者数の更なる増加を図り、日本人市民と外国人市民の活発な交流や異文化理解の機会を創出するため、引き続き、機関紙やホームページ、SNS等による積極的かつ効果的な情報発信を行うとともに、国際交流センターの立地を生かした水戸市民会館等との連携事業の開催や、小・中学校の校外学習での利用促進を図るなど、国際交流センターの認知度の一層の向上に努められたい。

(公益財団法人水戸市国際交流協会)

8 指摘事項

(1) 現金の管理について

協会の財務会計規程では、収納した現金は、速やかに取引金融機関に預け入れなければならないとされているが、参加者負担金について、イベント、講座等が全て終わってから入金しているため、収納してから入金まで3か月以上現金で保管しているものがあつた。

(公益財団法人水戸市国際交流協会)

(2) 財産の管理について

基本協定書の仕様書によると、指定管理者が指定期間中に管理経費により購入した物品は水戸市の所有に属するものとされているが、指定期間中に購入した5万円以上の物品について、協会が文化交流課に報告しているにもかかわらず、文化交流課では市の物品として登録していなかった。

(文化交流課)

(3) 指定管理について

基本協定書の仕様書別表で定める施設等維持管理業務一覧のうち、次の業務について、規定している実施回数を満たしていなかった。

ア 空調及び給水設備保守点検業務のうち、「受水槽の水質検査 年2回」とあるが、令和6年度は年1回しか実施していない。

イ エレベーター設備保守点検業務のうち、「閉じ込め時の緊急対応及び救出訓練 年1回」とあるが、令和6年度は実施していない。

ウ 植物管理業務のうち、「寄植地抜取り除草 年4回以上」とあるが、令和6年度は年2回しか実施していない。

(公益財団法人水戸市国際交流協会)

令和7年度財政援助団体等監査報告書
(一般財団法人水戸市商業・駐車場公社)

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

- (1) 対象団体 一般財団法人水戸市商業・駐車場公社（以下「公社」という。）
- (2) 所管課
 - ア 産業経済部商工課（運営補助金）
 - イ 都市計画部都市計画課（赤塚駅北口駐車場の管理）
- (3) 監査の範囲
 - ア 令和6年度に執行された事業運営に係る出納その他の事務
 - イ 令和6年度に市が交付した運営補助金（20,865,387円）に係る出納その他の事務
 - ウ 令和6年度に執行された赤塚駅北口駐車場の管理に係る出納その他の事務ただし、必要に応じて他の年度分についても監査の対象とした。

3 監査の期間

令和7年6月10日から令和7年11月11日まで

4 監査の着眼点

監査に当たっては、水戸市監査基準にのっとり、対象団体における財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを主眼とし、次の項目について、重点監査項目として特に留意して監査を実施した。

- (1) 対象団体
 - ア 決算諸表等は、公益法人会計基準等に準拠して作成されているか。
 - イ 会計経理及び財産管理は適切か。
 - ウ 補助金が補助対象経費以外に流用されていないか。
 - エ 公の施設の管理に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - オ 公の施設の管理に係る会計経理は適切か。
- (2) 所管課
 - ア 団体に対する指導監督は適切に行われているか。
 - イ 補助金の交付手続等は適切か。
 - ウ 協定書には、必要事項が適正に記載されているか。
 - エ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

5 監査の主な実施内容

監査の対象とした書類について、関係書類の閲覧、担当職員からの説明聴取等により監査を実施した。また、11月11日には、監査委員室において対象団体及び所管課の関係職員から説明を聴取し、質疑を行った。

6 監査の結果

1から5までのとおり監査した限り、重要な点において、対象団体における財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。しかしながら、「7 意見」「8 指摘事項」に記載したとおり、検討又は改善を要すべき事項が見受けられたので、適切に措置を講じられたい。

7 意見

公社では、水戸市が整備したコワーキングスペースを借り受け、平成28年に「コワーキングスペース水戸」を開設し、起業・創業を目指す事業者等にスペース等の貸出しを行うとともに、この施設を拠点として、創業相談窓口の設置やセミナーの開催など、一部の創業支援事業を行ってきた。しかし、市内に複数の民間コワーキングスペースが開設されるなど、所期の目的が達成されていることなどを踏まえて水戸市がコワーキングスペースの廃止を決定したため、公社は、「コワーキングスペース水戸」の運営を令和8年2月末で終了したものである。

公社が実施している創業支援事業は、水戸市が重点プロジェクトの戦略的取組に位置付けている「切れ目のない創業・スタートアップ支援」の中核を担うものであり、今後とも公社の果たす役割はますます重要になるものと考えられる。施設の廃止により支援が後退することのないよう、民間コワーキングスペースや創業支援等事業者との連携強化、オンライン相談の拡充などにより、利用者のニーズに即した効果的な事業展開を図り、起業・創業に関心を持つ学生等から事業継続に向けた創業者に至るまで、各ステージに応じた切れ目のない創業支援事業の充実に努められたい。

(一般財団法人水戸市商業・駐車場公社)

8 指摘事項

(1) 現金の管理について

公社の財務会計規程では、収納した現金は特別の事情がある場合を除くほか、収納後3日以内に取引金融機関に預け入れなければならないとされているが、コワーキングスペース水戸の利用料について、1か月分を翌月初旬に金融機関に預け入れる取扱いとしており、収納後3日以内に預け入れをしていなかった。

(一般財団法人水戸市商業・駐車場公社)

(2) 財産の管理について

公社の財務会計規程では、公社に係る業務を記録し、計算し、及び整理するため、帳簿及び帳票類を備えなければならないとされているが、規程に定める帳簿等のうち「基本財産明細帳」を作成していなかった。

(一般財団法人水戸市商業・駐車場公社)

(3) 契約事務について

公社の契約事務処理要項では、5万円を超える契約をする場合は、契約書、請書等を作成しなければならないとされているが、5万円を超える物品の購入、印刷製本等について、契約書、請書等を作成していなかった。

(一般財団法人水戸市商業・駐車場公社)